外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である滝澤由香が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年四月八日

長野県千曲市粟佐一二九五

NICONI, LTD.

日本における代表者　滝澤　由香

限定承認公告

本籍静岡県伊東市川奈一四二七番地一四八、最後の住所静岡県伊東市川奈一四二七番地の一四八　被相続人　亡　松永　健男

右被相続人は平成二十四年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十二日静岡家庭裁判所熱海出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

千葉県山武郡大網白里町駒込一六六四番三号

相続財産管理人　松永　輝子

限定承認公告

本籍千葉県市川市伊勢宿一〇番地第一号、最後の住所千葉県市川市伊勢宿二番七号　被相続人　亡　野地　みね

右被相続人は平成二十四年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十六日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

千葉県市川市伊勢宿二番七号

相続財産管理人　野地　康廣

東京都港区六本木七―九―四ソウケイビル二階

右代理人弁護士　田中　繁男

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市久比里二丁目三七五番地、最後の住所神奈川県横須賀市久里浜台一丁目八番四号　被相続人　亡　青木　繁幸

右被相続人は平成二十一年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年四月四日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都品川区東五反田二―一〇―一―四四〇七

限定承認者　薄井　隆博

限定承認公告

本籍東京都江戸川区平井六丁目二六番地三、最後の住所東京都江戸川区平井六丁目二六番九号　被相続人　亡　橋本　一正

右被相続人は平成二十四年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都江戸川区平井六丁目二六番九号

相続財産管理人　橋本　豊子

限定承認公告

本籍愛知県一宮市祐久字土井黒一三二番地一、最後の住所愛知県一宮市祐久字土井黒一四二番地一　被相続人　亡　水谷　孝昭

右被相続人は平成二十五年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十八日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

愛知県一宮市祐久字土井黒一四二番地一

相続財産管理人　水谷美知子

限定承認公告

本籍福岡県田川郡福智町伊方四五〇五番地、最後の住所三重県鈴鹿市地子町八一四番地の三〇　被相続人　亡　小野　國一

右被相続人は平成二十四年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十三日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

三重県亀山市長明寺町六二四番地七

限定承認者　入田　敦子

限定承認公告

本籍兵庫県洲本市由良一丁目一八三六番地、最後の住所兵庫県洲本市由良二丁目五番一八号　被相続人　亡　幸野　実

右被相続人は平成二十五年一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十八日神戸家庭裁判所洲本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

兵庫県姫路市伊伝居四四七番地三　プチッ トメゾンルミエール一〇一

相続財産管理人　幸野　哲也

任意清算公告

当社は、平成二十五年三月十八日をもって解散し会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月八日

札幌市東区東苗穂八条三丁目五番一一号

合資会社イーウェーブモーション

代表社員　上田　隆樹

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月十五日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年四月八日

東京都目黒区上目黒二丁目一番一号

プライオール投資顧問株式会社

代表取締役　宮垣　安男

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年四月六日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年四月八日

大阪府八尾市荘内町一丁目一

八尾柏原自動車販売事業協同組合

代表理事　辻　久仁浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
八	上	終りから五行目へ。）	第四項柱書き中	第四項柱書き中
〃	下	二二	第六項中	第六項柱書き中
〃	〃	終りから一四	及び第二号中	及び第二号中
九	上	〃 一七	削り、	削り、同項第二号中「（無駄口２ページ目に有効に利用できる部分のうち。以下同じ。）」を削り、
〃	〃	二三		
八	下	〃 一六		
九	上	〃 二二		

同日（同号外）国土交通省告示第六十九号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一一	下	終りから八	第二十五条　第二十四条

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月五日付特第七号ニページ●同日付政府調達第六四号三ニページ●二月二十六日付参会第七号五六ページ

◉号外　四月五日付特第七号ニページ●同月同日付特第八号ニページ●同月八日付第七五号五四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）